

野生鳥獣保護管理推進事業（カワウ等被害対策支援事業）の 補助限度額の見直しについて

1. 背景

- ・本事業については、カワウ等による農林水産業や生活環境への被害軽減及び生態系の保全を図ることを目的に、カワウ等の被害対策活動に対する支援を実施しており、当初に計画した羽数の捕獲を継続しているところ。
- ・しかし、令和元年度現在の県内におけるカワウの生息羽数については、前年度の1.58倍と大幅に増加しており、県内漁業者から対策強化の強い要望もあるため、捕獲羽数の目標の見直しが必要である。

2. 具体的な見直し内容

捕獲羽数の目標を達成できているにも関わらず、生息羽数が増加していることから、目標値を再設定する。（600羽/年→700羽/年）
また、対策を強化するため捕獲羽数を増やすため、補助限度額を見直す。

（1）補助限度額について

【旧】

1,000千円/団体以内の額

※ただし、事業実施主体が漁業協同組合にあつて捕獲や追い払い活動を実施する場所が複数市町村に及ぶ場合は、補助限度額を1,500千円/団体以内の額とする。

【新】

1,500千円/団体以内の額